

東京晴海水素ステーションの計画に伴う
晴海地区地区計画の変更について

1 目的

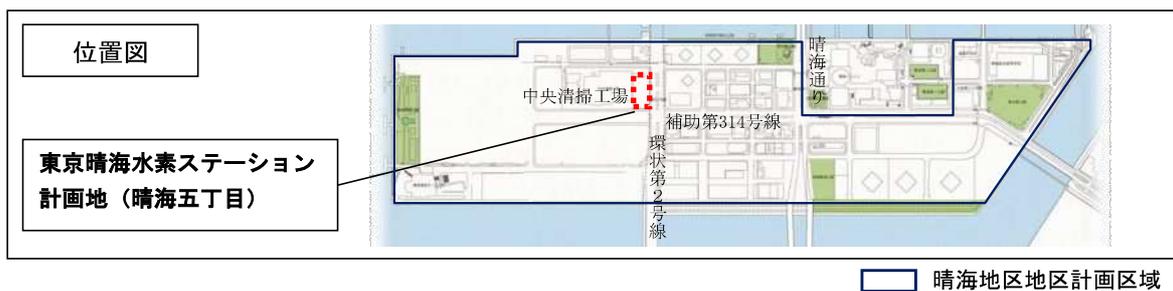
本計画は、東京2020大会を契機とした事業推進の一つとして、晴海五丁目に東京都とENEOS株式会社が水素エネルギー供給施設を整備するものである。

晴海地区では、東京都が平成5年に晴海地区地区計画を決定し地区全体の整備方針を定めており、以降の開発を行う場合は、計画毎に地区整備計画を定めるための都市計画の変更を行うこととしている。

現在、本計画に伴う都市計画の変更内容や中央区まちづくり基本条例に基づく計画内容への反映事項等に関して協議を行っており、今後、関係機関等との協議がおおむね整った段階で、都市計画手続きを進めることとする。

2 変更する都市計画

晴海地区地区計画（東京都決定）



3 計画概要

別紙のとおり

1 位置図



○水素ステーションとは、
 ・燃料電池自動車 (FCV) の燃料を補給するための水素供給設備のこと。
 ・東京晴海水素ステーションは、オンサイト方式を採用しステーション内で水素を製造する。
 ・FCVへの燃料供給に加え、晴海フラッグの住宅共用部への水素供給を行う計画である。

4 外観イメージ(補助第314号線から)



※あくまでイメージであり、今後の協議によって変更の可能性があります。

2 建築概要

| | |
|--------------|----------------------------------|
| 事業者 | 東京都 / ENEOS株式会社 |
| 所在地 (住居表示) | 中央区晴海五丁目2番 |
| 区域面積 | 約1.0ha |
| 用途地域 | 商業地域 |
| 指定容積率 / 建ぺい率 | 500% / 80% |
| 敷地面積 | 約4,900㎡ |
| 延床面積 | 約900㎡ (合計値) |
| 建物高さ | 生活便利施設棟: 約10m その他: 約5m |
| 構造・規模 | 生活便利施設棟: S造・地上2階 その他: S造・地上1階 |
| 計画容積率 / 建ぺい率 | 約20% (合計値) / 約20% (合計値) |
| 予定工期※ | 大会後~2023年度 |

※予定工期は今後変更の可能性があります。

3 地区整備計画の内容

| | | |
|--------------|--|---------|
| 地区の区分 | 名称 | 第5-10街区 |
| | 面積 | 約1.0ha |
| 建築物等の用途の制限 | 建築基準法別表第二(ぬ)項に掲げるもの以外の建築物は建築することができる。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号の一に該当する営業の用に供する建築物は建築してはならない。 | |
| 建築物の容積率の最高限度 | 10分の50 | |
| 壁面の位置の制限 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 $GL + 10m$ 以上 35m 未満 壁面後退距離 6m 以上 $GL + 10m$ 未満 壁面後退距離 2m 以上 道路又は隣地 敷地境界線 | |
| 建築物等の高さの最高限度 | 10m | |

※地区整備計画の内容については今後変更の可能性があります。

5 配置図・地区施設の位置

